特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
22	健康増進事業に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
函館市は，健康増進事業に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり，特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し，特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ，もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
北海道函館市長

公表日
令和7年4月16日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康増進事業に関する事務
②事務の概要	健康増進法（平成十四年法律第百三号）による健康診査及びがん検診等の実施に関する事務であって主務省令で定めるものに係る事務を実施している。 ●健康増進法第17条第1項に基づく事業 ・保健指導 ●健康増進法第19条の2に基づく事業 ・歯周病検診 ・骨粗鬆症検診 ・特定健康診査非対象者に対する健康診査および保健指導 ・がん検診（胃，肺，大腸，乳，子宮） ・肝炎ウイルス検診
③システムの名称	健康管理システム

2. 特定個人情報ファイル名
がん検診台帳ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）　第9条第1項　別表111項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	（情報提供の根拠）　番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表139の項 （情報照会の根拠）　番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表139の項	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部健康増進課
②所属長の役職名	健康増進課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部文書法制課　函館市東雲町4番13号　0138-21-3649

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	【肝炎ウイルス検診以外】 保健福祉部健康増進課　　函館市五稜郭町23番1号　0138-32-1515 【肝炎ウイルス検診】 保健所保健予防課　　函館市五稜郭町23番1号　0138-32-1547

9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1万人以上10万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点

2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点

3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[　　基礎項目評価書　　]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[　　]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[　　]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[　　]接続しない（入手）	[　　]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業	[○]人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

9. 監査			
実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査	[　] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策	[　]全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	[2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策　] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	当課で管理している当該情報については，住基情報など他課で所管する情報と合わせ，検診の受診勧奨などを行っていくことから，他課からの情報の紐付けなどにあたっては，当課の事業に必要最小限であることを確認するなど，適正な利用に努めていく。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年8月29日	Ⅰ－5.－②所属長	健康増進課長　舩水　さかえ	健康増進課長　佐藤　宏子	事後	人事異動
平成29年8月29日	Ⅱ－1. いつ時点の計数か	平成27年3月31日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成29年8月29日	Ⅱ－2. いつ時点の計数か	平成27年3月31日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成30年9月20日	Ⅰ5.　②所属長の役職名	健康増進課長　佐藤　宏子	健康増進課長	事後	様式変更による
平成30年9月20日	Ⅱ－1. いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成30年9月20日	Ⅱ－2. いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
令和1年6月26日	Ⅱ－1. いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月26日	Ⅱ－2. いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月26日	Ⅰ－1. ②事務の概要	特定健康診査非対象者者	特定健康診査非対象者	事後	
令和1年6月26日	Ⅰ－1. ③システムの名称	健康管理システム　中間サーバ	健康管理システム	事後	
令和1年6月26日	Ⅳ　リスク対策	（項目なし）	「Ⅳ　リスク対策」に記載のとおり	事後	様式変更による
令和2年6月18日	Ⅰ－3. 法令上の根拠	番号法別表第1　第76項	番号法別表第1　第76項　番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第54条	事後	
令和2年6月18日	Ⅱ－1. いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和2年6月18日	Ⅱ－2. いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和2年6月18日	Ⅳ－4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	［　○　］委託しない	［　　］委託しない 十分である	事後	
令和3年6月18日	Ⅱ－1. いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年6月18日	Ⅱ－2. いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月8日	Ⅰ－1．②事務の概要	健康増進法第17条第1項に基づく保健指導等ならびに第19条の2に基づく歯周疾患検診，骨粗鬆症検診，特定健康診査非対象者に対する健康診査および保健指導，がん検診を実施している。 がん検診の種類：胃，肺，大腸，乳，子宮	健康増進法（平成十四年法律第百三号）による健康診査及びがん検診等の実施に関する事務であって主務省令で定めるものに係る事務を実施している。 ●健康増進法第17条第1項に基づく事業 ・保健指導 ●健康増進法第19条の2に基づく事業 ・歯周病検診 ・骨粗鬆症検診 ・特定健康診査非対象者に対する健康診査および保健指導 ・がん検診（胃，肺，大腸，乳，子宮） ・肝炎ウイルス検診	事前	
令和4年3月8日	Ⅰ－3．法令上の根拠	番号法別表第1　第76項　番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第54条	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）　第9条第1項　別表第一の76項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第七号）　第54条	事前	
令和4年3月8日	Ⅰ－4．①実施の有無	実施しない	実施する	事前	
令和4年3月8日	Ⅰ－4．②法令上の根拠		行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第19号第8条および別表第2 （情報提供の根拠）別表第2（102の2） （情報照会の根拠）別表第2（102の2）	事前	
令和4年3月8日	Ⅰ－8．連絡先	保健福祉部健康増進課　　函館市五稜郭町2番1号　0138-32-1532	【肝炎ウイルス検診以外】 保健福祉部健康増進課　　函館市五稜郭町2番1号　0138-32-1515 【肝炎ウイルス検診】 保健所保健予防課　　函館市五稜郭町2番1号　0138-32-1547	事前	
令和4年3月8日	Ⅳ－6．目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	接続しない（入手）（提供）	十分である	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月8日	Ⅳ－6．不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	接続しない（入手）（提供）	十分である	事前	
令和4年6月17日	Ⅰ－3．法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第七号） 第	削除	事後	
令和4年6月17日	Ⅱ－1．いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和4年6月17日	Ⅱ－2．いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和5年6月16日	Ⅱ－1．いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和5年6月16日	Ⅱ－2．いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和6年7月2日	Ⅱ－1．いつ時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和6年7月2日	Ⅱ－2．いつ時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和7年4月16日	Ⅰ　関連情報　3個人番号の利用	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号） 第9条第1項　別表第一の76項	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号） 第9条第1項　別表111項	事後	
令和7年4月16日	Ⅰ　関連情報　情報ネットワークシステムによる情報連携　②法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第19号第8条および別表第2 （情報提供の根拠）別表第2（102の2） （情報照会の根拠）別表第2（102の2）	（情報提供の根拠） 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表139の項 （情報照会の根拠） 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表139の項	事後	
令和7年4月16日	Ⅳ　リスク対策　8.人を介在させる作業	（項目なし）	［〇］人手を介在させる作業はない。	事後	
令和7年4月16日	Ⅳ　リスク対策　11.最も優先度が高いと考えられる対策	（項目なし）	2） 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策	事後	
令和7年4月16日	Ⅳ　リスク対策　11.当該対策は十分か【再掲】	（項目なし）	十分である	事後	
令和7年4月16日	Ⅳ　リスク対策　11.当該対策は十分か【再掲】 判断の根拠	（項目なし）	当課で管理している当該情報については，住基情報など他課で所管する情報と合わせ，検診の受診勧奨などを行っていくことから，他課からの情報の紐付けなどにあたっては，当課の事業に必要最小限であることを確認するなど，適正な利用に努めていく。	事後	